

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、一宮市教育委員会事務点検評価員を委嘱するため、本案を提出します。

1 一宮市教育委員会事務点検評価員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
いまがわ みねこ 今川 峰子	学識経験者 (岐阜聖徳学園 大学名誉教授)	再
みさわ けんいち 三沢 建一	学識経験者 (修文大学短期 大学部教授)	再
ささき まさし 佐々木 政司	学識経験者 (修文大学 准教授)	再

2 委嘱期間

令和元年5月20日から事務点検評価報告書を公表する日まで

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

**第26条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### （事務の委任等）

**第25条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 （略）

- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	備 考	新任 再任
しみず ひろし 志水 廣	学識経験者 (大学名誉教授)	再
こばやし のりゆき 小林 敬幸	学識経験者 (大学准教授)	再
ふかや けいすけ 深谷 圭助	学識経験者 (大学教授)	再
あきの まさとし 浅野 雅稔	教育関係者 (一宮市小中学校長会長)	新
ごとう ひろたつ 五藤 裕達	その他教育委員会が認めた者 (前一宮市PTA連絡協議会会長)	新
あきおか み お 浅岡 美和	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会母親代表会長)	再
すずき ひろし 鈴木 洋志	その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せきぐち けいこ 関口 恵子	教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
かんだ かずひこ 神田 和彦	教育関係者 (スクールソーシャルワーカー)	再
かわぐち しんた 川口 慎太	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	再
くぼはら マリアージン 久保原マリアージン	その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
みなもと ようじ 皆元 洋司	一宮市総合政策部長	新
いとう ひろゆき 伊藤 祐幸	一宮市こども部部長	再

2. 委嘱期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

## 一宮市学校教育推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関すること
- (2) 教職員の研修に関すること
- (3) その他、学校教育の推進に関すること

### (委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市レクリエーション協会役員改選のため、社会教育法第30条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会 解嘱該当者  
(解嘱日 令和元年5月31日)

氏名	備考
ほそや まさあき 細谷 正明	一宮市レクリエーション協会 会長を退任されたため

2. 一宮市公民館運営審議会 委嘱該当者

氏名	備考	新任 再任
わだ みのる 和田 実	一宮市レクリエーション協会会長に就 任のため	新

3. 委嘱期間

令和元年6月1日から令和2年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づく前任者の残任期間



# 令和元年度一宮市公民館運営審議会委員名簿

R1. 6. 1現在

	氏名	選出母体	備考
1	ささき だし 佐々木 直	学識経験者	
2	えさき あつこ 江崎 敦子	学識経験者	
3	わたべ あきひさ 渡部 晃久	学識経験者	新任
4	いとう ひろひさ 伊藤 博久	社会教育関係者	
5	すぎやま かつじ 杉山 勝治	学識経験者	
6	まえだ じゅんこ 前田 旬子	学識経験者	
7	ひろつじ たかお 廣辻 孝夫	学識経験者	
8	いとう ひろえ 伊藤 広恵	学校教育関係者	
9	すずき よしとも 鈴木 祥友	社会教育関係者	
10	わだ みのる 和田 実	社会教育関係者	新任
11	うちだ きよし 内田 清	社会教育関係者	
12	ふくい ますお 福井 万寿夫	社会教育関係者	
13	かとう まさたか 加藤 政孝	社会教育関係者	
14	みやざき はつみ 宮崎 初美	家庭教育関係者	

※この名簿は個人情報につき取扱にご注意ください。

## 社会教育法

(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)

最終改正:平成二六年六月二〇日法律第七六号

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 〇一宮市公民館設置及び管理に関する条例

昭和 30 年 4 月 1 日

条例第 18 号

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解職することができる。

(平 12 条例 2・平 14 条例 22・一部改正)

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日：令和元年5月31日)

氏名	備考
はせがわ じゅんこ 長谷川 淳子	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 母親代表会役員退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
こんどう あさこ 近藤 朝子	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表 会役員就任のため	新

3. 委嘱期間

令和元年6月1日から令和2年3月31日

\*一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の  
残任期間

令和元年度  
一宮市社会教育委員名簿  
(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考	新任 再任
鵜飼 和司	学識経験者		
今川 峰子	〃		
益川 浩一	〃		
小河 元男	〃		
大島 美智子	〃		
小川 典子	〃		
馬 渕 博	〃		
小川 正彦	一宮市小中学校長会		
杉 本 智	一宮市公民館長連絡協議会		
尾 関 勝子	一宮市地域女性団体連絡会		
不 破 皓	一宮市芸術文化協会		
大竹 幹雄	一宮市スポーツ協会		
青山 直生	一宮青年会議所		
近藤 朝子	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	R元.6.1～	新
若林 眞由美	子育てネットワーカー		

令和元年6月1日

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第7号議案

一宮市立図書館協議会委員の任命について

一宮市立図書館協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了のため、図書館法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立図書館協議会委員 任命候補者

氏 名	備 考	新任 再任
わたなべ ひろし 渡 邊 博 司	学校教育関係者 (一宮市立富士小学校長)	新
みやざき はつみ 宮 崎 初 美	社会教育関係者 (公民館運営審議会委員)	再
おがわ のりこ 小 川 典 子	社会教育関係者 (社会教育委員)	新
ながひさ しげゆき 長 久 重 幸	社会教育関係者 (つつみざくら代表)	再
ちゅうじょう のりこ 中 條 紀 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなし広場たんぼぼ元代表)	再
むしか のりこ 虫 鹿 典 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなしグループいろりん代表)	再
こばやし かつこ 小 林 勝 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (図書館みのりの会代表)	新
しまざき むねこ 嶋 崎 宗 子	学識経験者 (元木曾川町立図書館資料選定委員会委員)	再
ないとう としかず 内 藤 俊 和	学識経験者 (元一宮市立中央図書館長)	再
こざわ えり 小 澤 江 里	学識経験者 (元一宮市立子ども文化広場図書館専門員)	新

2. 任命期間

令和元年6月1日～令和3年5月31日



○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）【抜粋】

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

（平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正）

○一宮市立図書館条例（昭和31年4月1日条例第18号）【抜粋】

（委員の定数）

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

（平15条例17・追加）

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平15条例17・追加）

一宮市博物館運営協議会委員の任命について

一宮市博物館運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市博物館条例第4条の2第2項の規定により、本案を提出します。

## 一宮市博物館運営協議会委員

氏名	備考	新任 再任
いしほら ともりの 石原 智徳	学校教育関係者 (一宮市立尾西第一中学校長)	新
やまだ おさむ 山田 修	学校教育関係者 (一宮市立宮西小学校長)	新
すぎもと さだこ 杉本 貞子	生涯学習関係者 (一宮市生涯学習推進会議副会長)	再
ほりべえ みこ 堀部 恵美子	社会教育関係者 (前一宮市地域女性団体連絡会 会長)	再
いまい ゆか 今井 由香	家庭教育関係者 (前一宮市小中学校PTA連絡 協議会母親代表)	新
わたなべ まこと 渡邊 誠	学識経験者 考古学 (名古屋大学名誉教授)	再
しばがき いさお 柴垣 勇夫	学識経験者 陶磁史 (静岡大学名誉教授)	再
やまぐち やすひろ 山口 泰弘	学識経験者 近世絵画史 (三重大学教授)	再

## 2. 任命期間

令和元年6月1日から令和3年5月31日

○一宮市博物館条例

昭和62年7月3日

条例第26号

改正 平成4年3月3日条例第16号

平成9年3月28日条例第3号

平成17年3月24日条例第71号

平成21年6月26日条例第31号

平成26年12月16日条例第53号

平成27年3月24日条例第14号

(設置)

第1条 郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 一宮市博物館

位置 一宮市大和町妙興寺字妙興寺境内2390番地

(事業)

第3条 一宮市博物館(以下「博物館」という。)は、考古、歴史、美術工芸、織物工業、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示並びに資料の調査及び研究その他教育委員会規則で定める事業を行う。

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館運営協議会)

第4条の2 法第20条第1項の規定により、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平27条例14・追加)

(休館日)

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和元年5月20日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
2	大成高等学校 校長 あだち まこと 足立 誠	第67回愛知県 私学弁論大会	県下私学各校の弁 論練磨の機会と し、あわせて生徒 相互の理解を深め る	11月13日 (水)	アイプラ ザ一宮	無料	(2)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
7	公益財団法人 晴嵐館 理事長 おおいけしげき 大池 茂樹	第49回全国教育書道展	・幼年、小学生、中学生、高校生の毛筆および硬筆作品の展示と表彰	展示期間 令和元年 8月6日(火)～11日(日)	名古屋市博物館	出品料400円	(4) (6)
8	東海労働金庫 一宮支店 支店長 はね たかし 羽根 高	第10回「はたらく人にありがとう」メッセージ募集	・働いている人(お父さん、お母さん、店員さん、上司、部下など)、働いてきた人への感謝の気持ちを込めたメッセージを募集する。 ・予定参加人数3500名	令和元年 7月1日(月)～ 令和元年 9月30日(月) 授賞式 令和元年 11月23日(祝)	授賞式 東海労働金庫本店ビル	無料	(6)
9	公益社団法人 一宮法人会 会長 もり かつひこ 森 克彦	夏休みお楽しみ映画鑑賞会	・親と子の映画鑑賞および税に関する寸劇 映画「グリーンチ」 ・予定参加人数350名	令和元年 7月21日(日) 13:30～16:00	尾張一宮駅前ビル(iビル)シビックホール	無料	(4)
10	公益社団法人 一宮法人会 会長 もり かつひこ 森 克彦	第8回税に関する絵はがきコンクール	・「税金は毎日の生活の中でどのように役立っているか」ということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただく。 ・予定参加人数約2000名	応募期間 令和元年9月2日(月)～令和2年1月15日(水) 表彰式 令和2年3月1日(日)	表彰式 尾張一宮駅前ビル(iビル)大会議室	無料	(4)
11	西川流役員会 一宮支部 代表 いまえだ そういち 今枝 惣一	伝統文化親子教室事業 「日本舞踊を踊りましょう」	・日本の伝統文化である日本舞踊を体験。着物の着つけ、あいさつの仕方、扇の扱い方など演目を決め、振り覚え、一曲踊れるようにする。 ・参加者・観覧者 小学生とその保護者 30名	令和元年 10月12日(土)～ 令和2年1月25日(土) 8:30～12:30	アイプラザ一宮	無料	(6)
12	尾西信用金庫 業務推進部 部長 たかま まさみち 高間 正道	びしんの夏休み教室	・一宮市内の囲碁クラブを持つ小学校児童および近隣小学校児童を対象にした囲碁教室および書道教室 ・予定参加人数100名	令和元年7月27日(土) 9:00～13:00	尾西信用金庫本部6階	無料	(6)
13	尾西信用金庫 業務推進部 部長 たかま まさみち 高間 正道	びしん水彩画教室	・一宮市近隣小学生を対象とした水彩画教室の開催 ・予定参加人数100名	令和元年 8月3日(土) 9:00～13:00	尾西信用金庫本館6階	無料	(6)
14	株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 せこ あつし 瀬古 篤司	夏休み小学生アウンサー体験	・体験を通じて、児童のメディアに対する知識の向上、地域社会とのつながりや関心を形成する。 ・小学生5・6年生各回20名	令和元年 7月23日(火) 午前の部10:30～12:30、午後の部14:00～16:00	イオンモール木曽川 ノースコート	無料	(5) (6)



# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
15	宮城県復興支援センター センター長 もぎ ひでき 茂木 秀樹	国際交流&イングリッシュキャンプ	居児童・避難児童の心のケア支援の一助 ・風化防止及び危機意識の向上 ・子ども達の国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進 ・キャンプの内容:小学生20~25名のグループに留学生5名と海外留学経験者1名がつき、1泊2日(もしくは2泊3日)の共同生活を送る ・参加者:愛知県内在住の小学生 小学校1年生~6年生 各回105人	令和元年 ・6月22日(土)~6月23日(日) ・7月6日(土)~7月7日(日) ・7月20日(土)~7月21日(日) ・8月1日(木)~8月3日(土) ・8月2日(金)~8月3日(土) ・9月7日(土)~9月8日(月) ・10月12日(土)~10月14日(祝)	・愛知県旭高原少年自然の家  ・愛知県美浜少年自然の家  ・愛知県青年の家	避難生活小学生無料  一般小学生 1泊2日 25,800円 2泊3日 26,800円 39,800円	(4) (6)
16	一宮市市民活動団体 きらり 代表 まつら けいこ 松良 啓子	きらり第14回勉強会	・講演「子どもの自尊感情を大切ににするかかわりとは・・・～教育・余暇の場面で～」 ・講師:小島道生(筑波大学人間系准教授) ・参加者・観覧者数30名	令和元年 9月7日(土) 13:00~14:30	尾張一宮駅前ビル(iビル) 2階 大会議室	500円	(4) (6)
17	一宮市市長 なかの まさやす 中野 正康	令和元年度(第15回)一宮市環境月間	・市民の環境意識の高揚を目的とした啓発活動の一環としての作品募集 ・市内小学校児童・中学生生徒が対象 ・習字(小3・4) ・イラスト(小5・6) ・ポスター(中学生)	環境月間 令和元年10月1日(火)~10月31日(木) ・展示期間 令和元年9月14日(土)~10月6日(日) ・顕彰式 令和元年10月27日(日)10:00	・作品展示 エコハウス138のエコプラザ壁面 ・優秀作品顕彰式 環境センター3階研修室	無料	(1) (6)
18	一宮保護区保護司会 会長 たなか かずひこ 田中 一彦	第69回社会を明るくする運動~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~	・犯罪や非行のない明るい社会をつくる啓発運動。 ・啓発用うちわ、花種(ノースポール)を配布しながら少年非行防止と更生保護援助を呼びかける。 ・花種(ノースポール)を市内中学校に配布。 ・研修会を開催する。 ・街頭広報活動を行う。	・強調月間 7月 ・研修会 令和元年 7月2日(火) 13:30~ ・広報車による街頭広報 令和元年 7月12日(金)	・研修会 市役所尾西庁舎6階大ホール ・街頭広報 市内全域 ・広報車による街頭広報 市内一円	無料	(3) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
19	いちい信用金庫 理事長 栗野 秀樹 <small>あわの ひでき</small>	第24回いちい金融スクール「夏休み親子で学ぶ金融教室」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の小学生と保護者を対象にした金融教室</li> <li>(1) 見て学ぼう</li> <li>(2) 触れて学ぼう</li> <li>(3) クイズ</li> <li>(4) おこづかい帳をつけてみよう</li> <li>(5) 「トヨタ産業技術記念館」の見学</li> </ul> ・参加者：当金庫営業エリア内の小学生とその保護者 20組 40名(見込)	令和元年 7月24日(水) 9:30～16:00	いちい信用金庫本店 4階会議室及び本店営業部	無料	(6)
20	愛知県モラロジー協議会 尾張会場担当 高間 薫 <small>たかま かおる</small>	第56回道徳教育研究会(尾張会場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ「道徳教育の新たな充実をめざして」</li> <li>講師 澤田浩一氏(國學院大學教授、元文部科学省教科調査官)、遠藤兵庫氏(モラロジー研究所教育者講師)</li> <li>・参加者 教職員および教育に関心のある方 200名</li> </ul>	令和元年 8月7日(水) 13:30～16:15	尾西生涯学習センター1F講堂	有料 500円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
7	NPO法人響愛学園 理事長 こじま まりこ 児島 真里子	NPO法人響愛学園9周年記念コンサート	障がい児によるピアノ・合唱のコンサート	9月1日(日)	一宮市民会館 ホール	有料 1,000円 小人・障がい者 500円	(4) (6)
8	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県生涯学習推進センター センター長 しばやま たくや 柴山 卓也 主催(共催) 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団及び 愛知県教育委員会	生涯学習地域連携講座 愛知県立起工業高等学校「楽しいものづくり(金属・ガラス・木工加工)」	鍛金やガラス加工を用いたものづくり体験教室	9月1日(日) 9月8日(日) 9月15日(日) 9月22日(日)	県立起工業高等学校	無料(ただし、材料費として2,000円徴収)	(1) (4) (6)
9	一宮市消防本部 消防長 にしお よしたか 西尾 欣孝	第41回一宮市消防音楽隊定期演奏会	消防音楽隊による音楽演奏会	11月10日(日)	一宮市民会館 ホール	無料	(1) (6)
10	公益社団法人 スコーレ家庭教育振興協会 東海事務所 地区代表 むとう やすこ 武藤 保子 主催 公益社団法人 スコーレ家庭教育振興協会 一宮地区実行委員会	スコーレ家庭教育講座	スコーレ家庭教育振興協会の講師による「ピンチに負けない!心の強い子に育てる」をテーマにした講話	6月25日(火)	一宮市民会館 2階 第1会議室	有料 500円	(4) (6)
11	NPO法人 日本FP協会 愛知支部 支部長 たかぎ ひろし 高木 浩	ミニFPフォーラム in 一宮	「ライフプラン」「相続と贈与」等をテーマとした講演会と無料体験相談会	8月25日(日)	アイプラザ 一宮	無料	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
12	社会福祉法人一宮市 社会福祉協議会 会長 かわむら まさお 河村 正夫 主催(共催) いちのみやボランティアフェスティバル2019実行委員会及び 社会福祉法人一宮市 社会福祉協議会	いちのみやボランティアフェスティバル2019	市内の各福祉団体等 による活動状況の紹介 ならびにボランティア 活動への参加呼びかけ	10月20日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
12	新日本スポーツ 連盟 理事長 いしかわ しょうぞう 石川 正三	2019年度全国競技 大会 第14回全国ミック スバレーボール大 会	全国 36 チームによる ミックスバレーボール 大会	12月7日(土) 8日(日)	一宮市総合体育 館	1チーム 24,000円	(7)
13	一宮市空手道 連盟 会長 くずや とよかつ 葛谷 豊勝	第12回和道会 東海少年少女 空手道競技大 会	東海地区の小学生 から中学生までを 対象とした形個人 戦 18 種目、組手個 人戦 18 種目のト ーナメント	7月28日 (日)	一宮市総合 体育館 DIADORAア リーナ	1 種目 2,000円 2 種目 3,000円	(7)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(博物館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	北翔会 会長  あかお よしまさ 赤尾 剛正	北翔会 定期講演会	歴史研究家 田中豊氏による歴史研究講演会 演題「2020年NHK大河ドラマの主人公 天皇制を救った武将 明智光秀のこと」	7月28日(日)	北方公民館 大会議室	無料	(6)